

PRESS RELEASE

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業について

新型コロナウイルス感染症の福岡市の状況については、3月25日以降、感染者が増加する傾向がみられており、予断を許さない状況が続いております。また、4月1日に示された国の専門家会議の提言では、感染拡大傾向にある地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきであるとされています。これらのことも踏まえ、市立小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の臨時休業について、以下のとおりといたしますので、お知らせします。

1 臨時休業について

- 市立高等学校
4月6日（月）から4月17日（金）まで
- 市立小学校・中学校・特別支援学校
4月7日（火）から4月17日（金）まで

2 学校行事等について

- 市立小・中・高・特別支援学校の始業式及び入学式は、延期とする。

3 留意点

- 保護者には、感染拡大を防止するため児童生徒の不要不急の外出を控えるとともに、健康状態の把握に努めていただくよう要請する。
- 市立小学校における留守家庭子ども会及び特別支援学校における放課後等支援事業については、春季休業中と同様に実施する。
- 児童生徒の運動機会を確保するため、市立小学校・中学校・高等学校において、保護者の責任のもと、引き続き運動場を開放する。
 - ・小学校：午前10時から午前12時まで（平日）
 - ・市立中学校・高等学校：開放時間は、各学校によって異なる（平日）